

法務省管警第192号  
平成28年9月6日

入国者収容所長 殿  
地方入国管理局長 殿  
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局総務課長 石岡 邦章  
(公印省略)  
法務省入国管理局警備課長 清水 洋樹  
(公印省略)

被収容者の診療に係る外部医療機関の選定について（通知）

本年度の会計検査院による会計実地検査において、被収容者を外部医療機関で受診等させた際の医療費に係る検査が実施されたところ、同院から、外部医療機関の選定に当たっては、各医療機関により診療報酬点数1点当たりの単価に差があることを踏まえ、経済性を考慮した選定を行うよう改善措置を求められました。

被収容者の外部医療機関での受診等は、被収容者の生命・健康に支障を来すことがないように十分留意する一方で、逃走の危険性が極めて高くなるため、各官署からの距離や外部医療機関の診療受入体制等の保安上の支障の有無を十分考慮する必要がありますが、その上で複数の外部医療機関が選定対象となるのであれば、経済性を考慮した選定が必要になります。

については、今後、被収容者を外部医療機関で受診等させる際は、原則として診療報酬点数1点当たり10円の外部医療機関など、経済性も考慮した選定をするよう願います。

なお、救急搬送により外部医療機関を選定する余地がない場合、被収容者の体調が急変したときに外部医療機関の選定に時間を要する場合など特段の事情がある場合は除きます。